

文化審議会著作権分科会「法制問題小委員会」(第1回)について

1. 開催日時等

日 時：平成14年6月17日(月) 10:30~13:00

場 所：三田共用会議所大会議室

2. 主な意見の概要

【著作権法の単純化】

- 著作権法の単純化は重要な課題であり、困難を伴うと思うが、外国の例も参考としつつ、積極的に検討する必要がある。

【私的録音録画補償金】

- 私的録音録画補償金については、対象の拡大や複製行為の実態に即した徴収方法などについて広く検討する必要がある。

【保護期間の延長】

- 保護期間の延長については、全体的な検討を行うべき。

【不正アクセスへの対応】

- 著作物一般や放送番組への不正アクセスへの対応については、「アクセス権の創設」(現行の「技術的保護手段」に関する規定が適用される)という方法と、「技術的保護手段」に関する規定の拡大という方法の双方を検討すべき。

【権利制限規定全体の在り方】

- 権利制限規定については、現行の権利制限の拡大・縮小という問題と、規定の書き方(例:「フェアユース」的な大まかな書き方とするか)の問題を、分けて整理しながら検討を進めることが必要。

【その他】

- ライセンス契約におけるライセンシーの第三者対抗要件についても検討が必要である。(→契約流通小委員会で検討)
- 海賊版については、知的財産戦略会議の議論を踏まえ、国全体としてきちんと基本的な方針を立てて取り組むことが必要である。(→国際小委員会で検討)
- 中古問題を検討する場合は、書籍も含め広く検討すべき。

審 議 事 項 例

○具体的な要望・提案に基づく課題

- ・「放送事業者の権利」の拡充（条約の検討状況による）
- ・「教育」「図書館」に係る権利制限の見直し（「検討会」の検討状況による）
- ・「映画の著作物」「団体名義の著作物」の保護期間の延長
（公表後50年→70年）
- ・「私的使用のための複製」によるオリジナルの中古市場への流出への対応
- ・「私的録音録画補償金」の見直し

○著作権法の単純化

- ・公衆伝達系統の権利の整理・統合
- ・例外的取扱いの廃止（例：映画の著作物、商業用レコードなど）

○基本的な課題

- ・「著作権」と「著作隣接権」の関係
- ・「アクセス権」の創設又は実質的保護
- ・「権利制限規定」全体の在り方

○その他

- ・関係者間で協議中の事項
- ・各省庁の著作権制度改正要望事項

これまでの主な著作権法の改正について

○昭和45年著作権法成立（旧法（明治32年成立）を全面改正）

- ・「著作者人格権」が著作権法により保護されることを明確化
- ・著作物の利用態様に応じた権利（展示権、頒布権、演奏権、口述権、二次的著作物の利用に関する権利等）が著作権法により保護されることを明確化
- ・著作権の「保護期間」の延長（原則死後30年間から死後50年間）
- ・「権利制限規定」の整備（私的使用のための複製の拡大、図書館等における複製、教育機関における複製など）
- ・「著作隣接権制度」の創設（「実演家」「レコード製作者」「放送事業者」の保護）
- ・権利侵害に対する「救済制度」の充実（罰則の強化（罰金額：5万円→30万円）、損害額の推定規定の新設、あっせん制度の新設）

○昭和53年著作権法改正

- ・「レコード保護条約」締結に伴う規定の整備

○昭和59年著作権法改正

- ・「貸与権」の新設
- ・罰則の強化（上限を30万円から100万円に引き上げる等）

○昭和60年著作権法改正

- ・「コンピュータ・プログラム」の保護を明確化

○昭和61年著作権法改正

- ・「データベース」の保護を明確化
- ・著作者の権利としての「インタラクティブ送信」（サーバーからの送信）に関する権利の新設
（世界初。日本から国際的な法制整備を主張し、10年後にようやくWIPO（世界知的
所有権機関）の条約に盛り込まれた。）

○昭和63年著作権法改正

- ・「著作隣接権の保護期間」の延長（20年→30年）

○平成元年著作権法改正

- ・「実演家等保護条約（ローマ条約）」締結に伴う規定の整備

○平成3年著作権法改正

- ・「著作隣接権の保護期間」の延長（30年→50年）

○平成4年著作権法改正

- ・「私的録音・録画」に係る「補償金制度」の創設

○平成6年著作権法改正

- ・「世界貿易機関協定（WTO協定）」締結に伴う規定の整備

○平成8年著作権法改正

- ・「写真」の著作物の保護期間の延長（公表後50年→死後50年）
- ・著作隣接権の保護対象の遡及的拡大
- ・裁判手続きの改善（著作権侵害行為による損害額の計算にあたり、裁判所が被告に対して、必要な文書の提出を求められる制度を導入）
- ・罰則の強化（罰金額：100万円→300万円）

○平成9年著作権法改正

- ・「著作者」「実演家」「レコード製作者」の権利としての「送信可能化権」の新設（先進国中初。日本以外で同様の権利を著作権法に明記しているのは先進国中で豪のみ。）

○平成11年著作権法改正

- ・「コピー・プロテクション」、「電子透かし」等の回避・改竄等の禁止（「放送番組」等も対象としているのは日本のみ。日本以外で同様の法制（著作物、実演、レコードのみを対象）を持つのは先進国中で米・豪のみ。）
- ・「譲渡権」の新設
- ・「上映権」の拡大

○平成12年著作権法改正

- ・「視聴覚障害者」のための権利制限規定の拡充（①著作物をパソコン用いて点訳する際の点字データの保存・送信、②放送番組等の音声を字幕化してリアルタイムで送信すること、を自由に行えるようにした。）
- ・「裁判手続き」の改善（①原告が「損害額」を詳細に計算できない場合に、裁判所が具体的事情を考慮して「額の認定」を行える制度を導入、②著作権侵害の有無の判定にあたり、裁判所が被告に対して必要な文書の提出を求められる制度を導入、③裁判所が損害額の鑑定を命じた場合に、侵害者が鑑定人に対して事情を説明する義務を付加。）
- ・「罰則」の強化（法人が著作権侵害を行った場合の罰金の上限：300万円→1億円）
- ・「著作権に関する世界知的所有権機関条約」締結に伴う規定の整備

○平成14年度著作権法改正

- ・「放送事業者」「有線放送事業者」の権利としての「送信可能化権」の新設
- ・「実演家」の「人格権」の創設（「音の実演」「映像の実演」の双方を対象）
- ・「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」締結に伴う規定の整備

関係者間で合意形成が進められつつある事項等

<関係者間の合意が形成された課題>

○放送事業者・有線放送事業者の「送信可能化権」の付与

「(社)日本民間放送連盟」「NHK」と「(社)日本経済団体連合会」等

○「視聴覚的実演」に係る「人格権」の創設

「(社)日本芸能実演家団体協議会」と「(社)日本映画製作者連盟」

「(社)日本映像ソフト協会」等

今通常国会
で著作権法
を改正

<著作権分科会の提言に基づき関係者が協議中の課題>

○「レコード放送権」の許諾権化（「録音前提の放送」への対応）

「(社)日本レコード協会」と「(社)日本民間放送連盟」「NHK」

○「教育目的」の利用に係る「例外」の見直し

「教育関係団体」等と「著作者団体」等

○「図書館」での利用に係る「例外」の見直し

「図書館関係団体」等と「著作者団体」等

<映像分野の著作権等に係る諸問題に関する懇談会（映像懇）での合意に基づき行われている検討>

○「俳優等の視聴覚的実演に係る財産権」の拡大の前提となる契約システムの構築

「(社)日本芸能実演家団体協議会」と「(社)日本映画製作者連盟」「(社)日本映像ソフト協会」等

○「映画監督の権利」に関する法制・契約システムの整備

「(社)日本映画監督協会」と「(社)日本映画製作者連盟」「(社)日本映像ソフト協会」等

<その他>

○「輸入権」の創設（海外で合法的に作られたレコードの輸入への対応）

「(社)日本レコード協会」と「(社)日本経済団体連合会」「著作者団体」

○「版面権」の創設（「出版社の権利」の創設）

「(社)日本書籍出版協会」と「(社)日本経済団体連合会」

○「消尽しない譲渡権」の創設等（「中古品の流通」をコントロールする権利の創設）

「(社)コンピュータソフトウェア著作権協会」「(社)日本書籍出版協会」「(社)日本映画製作者連盟」「(社)日本映像ソフト協会」と「(社)日本経済団体連合会」

○「公衆の用に供するコピー機」に係る暫定措置の廃止（コンビニのコピー機等について使用料を徴収する契約システムの開発）

「(社)日本書籍出版協会」と「関係団体・業界」

関係省庁からの著作権法改正要望（平成13年度）について

分野	省庁	要望の内容	対応状況
放送・通信	総務省	放送事業者・有線放送事業者への「送信可能化権」の付与	今通常国会で著作権法を改正
		放送事業者・有線放送事業者への「譲渡権・貸与権」の付与	放送小委で検討 条約の検討状況を見つつ 引き続き検討
教育	文部科学省	教育目的の利用に係る例外措置の拡大 図書館での利用に係る例外措置の拡大	著作権分科会の提言に基づき関係者間の協議を実施中
産業振興	経済産業省	一定の様式を備えたライセンス契約（電子契約等を含む）が存在する場合の当該著作権の譲受人に対する対抗力の付与	要望そのものについて経済産業省が必要性等を再検討中
犯罪捜査	警察庁	著作権等を侵害する行為によって作成されたものを公衆に提示する目的で所持する行為を著作権等の侵害とみなす行為に追加	要望そのものについて警察庁が必要性等を再検討中

「法制問題小委員会」委員名簿

	石井亮平	日本放送協会マルチメディア局(著作権・契約)副部長
	上原伸一	(社)日本民間放送連盟著作権委員会著作権専門部会法制部会主査
	岡村豊	玉川大学教授
	金原優	(社)日本書籍出版協会副理事長
	児玉昭義	(社)日本映像ソフト協会専務理事・事務局長
主査	齊藤博	専修大学教授
	清水康敬	国立教育政策研究所教育研究情報センター長
	菅原瑞夫	(社)日本音楽著作権協会送信部長
	瀬尾太一	(社)日本写真家協会著作権委員会委員, 日本写真著作権協会常務理事
	土屋俊	千葉大学教授
主査代理	中山信弘	東京大学教授
	野村豊弘	(学)学習院常務理事
	生野秀年	(社)日本レコード協会常務理事・事務局長
	福田慶治	(社)日本映画製作者連盟常務理事・事務局長
	増山周	(社)日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター法務調査部部長
	松田政行	弁護士・弁理士
	三田誠広	(社)日本文芸家協会常務理事・知的所有権委員会委員長
	山際永三	(協)日本映画監督協会常務理事
	山口三恵子	日本弁護士連合会知的所有権委員会委員, 弁護士
	山地克郎	(社)電子情報技術産業協会法務・知的財産権総合委員会委員長

(以上20名)